

「会計職法令」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

仏暦二五四七年会計職法令

(前文省略)

第一条

本法令を「仏暦二五四七年会計職法令(プララーチャバンヤット・ウィチャーチープ・バンチャー)」と呼ぶ。

第二条

本法令は官報告示日の翌日から施行する。

[注 / すでに国会承認を受け近く官報告示される見通し]

第三条

仏暦二五〇五年会計職法令を廃止する。

第四条

本法令において、

「会計職(ウィチャーチープ・バンチャー)」とは、会計作成、会計管理、会計システム設置、税会計、会計学及び会計技術、省令で定めたところによるその他の会計に係るサービスにおける職業を意味する。

「会計士(プー・タム・バンチャー)」とは、会計法に基づく会計士を意味する。

「総会(ガーン・プラチュム・ヤイ)」とは、定例総会もしくは特別総会を意味する。

「会員(サマーチック)」とは、会計職評議会(サパー・ウィチャーチープ・バンチャー)の会員を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、本法令の主務大臣を意味する。

[注 / ウィチャーチープは専門的知識を必要とする職業の意味(一般的な職業はアチープと言う)。プー・タム・バンチャーは直訳すれば会計を行なう者で、日本の会計士とまったく同じではなく、英語のアカウントに相当。評議会のサパーは会議体を意味し、国会両院もサパーと言う]。

第五条

商業大臣を本法令の主務大臣とし、本法令に基づく執行のために省令を制定する権限を有する。

省令は官報告示をもって施行することができる。

第一章

会計職評議会

第六条

会計職の振興及び開発目的を有する法人格の会計職評議会を置く。

第七条

会計職評議会は以下の権限義務を有する。

- (一) 会計職に係る学術、研修及び研究を振興する。
- (二) 会員の連帯及び栄誉保持を振興し、会員間の福祉及び援助を行なう。
- (三) 会計標準、会計監査標準及び会計職に係るその他の標準を定める。
- (四) 会計職を営む者の倫理規定を定める。
- (五) 会計職従事登録受付、会計職従事者の許可書発行、停止、もしくは取消。
- (六) 会員入会受付に資するため諸教育機関の会計学における学位もしくは修了証書の保証。
- (七) 会計職従事における知識熟練性の保証。
- (八) 会計職従事者の専門家としての研修、及び様々な面における継続学習のカリキュラム保証。
- (九) 会計職における職業倫理に基づく正しい会計職従事に係る会員及び登録者の振る舞い及び業務遂行の統制。
- (一〇) 会計職に係る民衆への支援、提言、公開、及び学術サービス。
- (一一) 会計職評議会規則(定款)の制定。
- (一二) 会計職従事者の代理人になる。
- (一三) 会計職の政策及び問題に係る政府へのコンサルタント及び提言。
- (一四) 本法令に基づく会計職評議会の目的及び権限義務にしたがったその他の業務。

第八条

会計職評議会は以下の収入を有する。

- (一) 会費及び本法令に基づく手数料。
- (二) 国家会計予算からの助成金。
- (三) 会計職評議会の資産の運用及び事業運営からの収益。
- (四) 会計職評議会への金銭及び財産の寄付。
- (五) (一)(二)(三)及び(四)に基づく金銭及び財産の利得。

第九条

第五章の会計監査業従事統制、及び第六章の会計作成業従事統制の規定下に、いずれかの会計業が民衆の利害に影響を及ぼす場合、もしくは民衆の保護、及び会計職従事開発または登

録のために勅令を制定し、どの会計職従事が許可書を必要とし、あるいは会計職評議会への登録が必要か定めることができる。

第一〇条

第九条に基づく勅令が制定され、いずれかの会計職に適用された時、許可書取得もしくは会計職評議会への登録なしにその会計職に従事することはできない。

第一段に基づく許可書の申請、許可、発行、及び会計職評議会への登録は会計職評議会規則(定款)で定められた形式、原則、方法及び要件に従う。

会計職従事登録において、会計職評議会は会員ではない登録者の年次手数料を定めることができるが、当該手数料は会計職評議会が会員から毎年徴収する会費及び許可書手数料を上回ってはならない。

第一一条

会計監査もしくは会計作成サービス、あるいは第九条に基づく勅令で定められたその他の会計サービス事業を営む法人は、以下の要件に従い会計職評議会に登録しなければならない。

- (一) その法人は第三者に対する責任を保証するために保証金を用意しなければならない。このにおいて省令で定められた種類、額、原則および方法に従う。
- (二) 会計監査サービス業である場合は、会計監査サービス提供で法人を拘束する署名権を有する者は公認会計士の許可書取得者でなければならない。

第一段(一)に基づく保証の規定はその法人の規模及び収入を考慮し、関係機関及び会計職評議会の意見も参考にする。

会計監査人が第三者に対し責に任じる場合、その会計監査人が属する法人も債務者として共同責任をとり、損害額を全額支払えない場合は法人を拘束する署名権を有するパートナーまたは取締役、あるいはその法人の業務責任者である法人代表が全額に到るまで共同責任をとる。ただし責任をとらなければならない行為を関知していなかった、もしくは承諾しなかったことを自己が証明できるときはその限りではない。

第二章

会計職評議会会員

第一二条

会計職評議会の会員には以下の種類がある。

- (一) 普通会员
- (二) 特別会員
- (三) 追加会員
- (四) 名誉会員

第一三条

普通会員は以下の資格を有し、かつ禁止状態にあってはならない。

- (一) 満二〇歳以上である。
- (二) タイ国籍を有する。
- (三) 会計学で学士卒以上、もしくは会計職評議会が保証した修了証を受けた、あるいは会計学学士号と同等のその他の学歴がある。
- (四) 会計職評議会定款で定めるところに基づく会計職の名誉を貶めるような反倫理的な行状者でない。
- (五) 会計職評議会定款で定めるところに基づく会計職の名誉を貶めるような反倫理的な行状における裁判で、確定判決で禁固刑に処せられたことがない。
- (六) 無能力者もしくは準無能力者でない、あるいは会計職評議会定款で定めるところに基づく疾病者でない。

第一四条

普通会員と付加会員はタイ国籍者でなければならず、会計職評議会の定款で定められたところに基づく資格を有し、かつ禁止状態にあってはならない。

第一段の内容はタイ国籍を有していないが、タイ国籍者にその国で会計監査職を営むことを承諾している国の国籍を有している者には適用しない。ただしその者は第一三条(一)(三)(四)(五)及び(六)に基づく資格を有し、かつ禁止状態にあってはならない。

第一五条

名誉会員とはすなわち会計職評議会理事会の決定に基づき会員に招聘された有識者のことである。

第一六条

普通会員は以下の権利及び義務を有する。

- (一) 総会において意見を表明する。
- (二) 総会において投票する。
- (三) 理事もしくは本法令に基づく会計職評議会の事業に係るその他の地位者を選出する、選出される、もしくは任命される。
- (四) 会計職評議会の定款で定められたところに従い会費もしくは手数料を支払う。
- (五) 会計職の栄誉を保持し、本法令の規定に従う。
- (六) 会計職評議会が定めたその他の権利と義務。

特別会員、付加会員及び名誉会員は(一)(四)(五)及び(六)に基づく権利及び義務を有する。

第一七条

会員は以下の時に会員ではなくなる。

- (一)死亡した。
- (二)退会した。
- (三)第一三条もしくは第一四条に基づく資格を失った、または禁止状態にある、あるいは名誉会員の場合に会計職評議会理事会が取消の決定をなした。
- (四)相当の事由なしに会計職評議会の定款で定められた会費を支払わなかった。

第一八条

会計職評議会の定例総会を年に少なくとも一回開催する。

定例総会のほかの総会は臨時総会と呼ぶ。

第一九条

普通会員は会計職評議会の定款が定めた原則及び方法に基づき臨時総会開催を求めることができる。このとき会計職評議会会長は要求を受けた日から三〇日以内に臨時総会を召集しなければならない。

第二〇条

総会は二〇〇人以上の普通会員の出席をもって成立する。

定時を三〇分過ぎても、集まった普通会員数が第一段に基づく低速に達せず、かつその総会が第一九条に基づき召集されたものであれば、その回の総会は中止となる。会計職評議会理事会が総会を要求したときはその総会を延期し、会計職評議会の会長が三〇日以内にもう一度総会を召集する。その場合、総会は出席した普通会員がどれだけの数であっても総会は成立する。

第二一条

総会において、会計職評議会の会長が総会の議長を務める。会計職評議会会長が出席しない、もしくは職務遂行できない、あるいは職務遂行しない場合は、会計職評議会の第一副会長、第二副会長の順で総会の議長を務める。会計職評議会会長、副会長が出席しない、もしくは職務遂行できない、あるいは職務遂行しない場合は、総会に出席した普通会員が一人の普通会員を互選して総会の議長とする。

第三章

会計職評議会理事会

以下から構成される会計職評議会理事会を設置する。

- (一)総会が普通会員の中から選出した会計職評議会会長(ナーヨック)。

(二)地位による理事。すなわち会計職総務委員会委員長、会計基準策定委員会委員長及び倫理委員会委員長。

(三)会計職評議会会長及び(二)に基づく地位による理事が会計職に係る有識者から選定した二人、及び法律面の有識者から選定した一人の有識者理事。

(四)総会で普通会员の中から選出した五人以下の理事。

会計職評議会事務局長を理事兼書記とし、必要であれば会計職評議会理事会の決定に基づき書記捕を置くこともできる。

会計職評議会会長、(三)及び(四)に基づく理事の資格と禁止様態、及び会計職評議会会長と(四)に基づく理事の選出の原則と方法は会計職評議会定款に従う。

第二三条

会計職評議会会長と第二二条(三)及び(四)に基づく理事の任期は一期三年とする。

会計職評議会会長と第二二条(三)及び(四)に基づく理事が任期切れ前に退任した場合、もしくは選出された理事の任期がまだ残っている間に、総会で第二二条(四)に基づく理事をさらに選出した場合、選出された者もしくは空位を埋めるために任命された者、あるいは増員された理事の任期は、すでに選出または任命された理事の残り任期と同じとする。

第一段に基づく任期が切れても、新たな会計職評議会会長の選挙が実施されていない、もしくは第二二条(三)に基づく理事の任命がなされていない、あるいは第二二条(四)に基づく理事の選出がなされていないときは、任期切れとなった会長もしくは理事が新たな会長もしくは理事が選出、任命され、職務に着くまで引き続きその任に留まる。

任期切れによって退任した会計職評議会会長もしくは理事は再任されることができる。ただし会計職評議会会長は三期連続して再任されることはできない。

第二四条

任期切れによる退任のほかには会計職評議会会長及び第二二条(三)及び(四)に基づく理事は以下の時に退任する。

(一)死亡した。

(二)辞任した。

(三)会計職評議会の会員でなくなった。

(四)会計職評議会の定款に基づく資格を失った、もしくは禁止様態にある。

(五)大臣が第六三条に基づき解任を命じた。

第二五条

会計職評議会会長は会計職評議会理事会が定めた数に従い副会長(ウパナーヨック)、事務局長(レーカーティガーン)、会計理事(ヘーランジック)及び登録担当理事(ナーイタビヤン)を一人ずつ、及び会計職評議会理事会が必要に応じて定めたその他の職位者を理事の中から任命す

る。

第一段に基づく職位者の任務遂行、権限義務及び退任は会計職評議会の定款に従う。

第二六条

会計職評議会理事会の会議は全理事数の半数以上の出席をもって成立する。

決議は多数決をもってこれをなし、理事一人は一票を有する。票数が同数の場合は議長が決定票を投じる。

第二七条

会計職評議会理事会は委託したところに基づく審査、もしくは任務遂行のために小委員会を任命することができる。

第二六条の内容を小委員会の会議にも準用する。

第二八条

会計職評議会理事会は以下の権限義務を有する。

- (一) 会計職評議会の目的に従った事業運営。
- (二) 本法令に基づく会計職評議会の権限義務下にある事業遂行。
- (三) 本法令で規定された諸事業における会計職評議会定款改正の会計職評議会総会への提案。
- (四) 総会の開催。
- (五) 本法令に従った執行のための規約制定。

第二九条

普通会員は一〇〇人以上の連名をもって第二八条(三)に基づく定款の改正を会計職評議会に提案することができる。

会計職評議会理事会は第一段に基づく会計職評議会定款の改正審議のために遅滞なく総会を開催する。

第三〇条

定款改正の提案方法及びその審議は会計職評議会定款に従う。

会費もしくは手数料に係る会計職評議会定款の改正、あるいは第二二条第三段、第四三条第一段及び第四四条第二段に基づく定款の改正は事前に会計職就業監督委員会から承諾を得ておかなければならない。

会計職評議会が承認した、もしくは会計職就業監督委員会が第二段に基づき承諾した定款改正は、会計職評議会会長が署名し、官報に告示した時に施行することができる。

第三一条

外部者に係る事業において会計職評議会会長は会計職評議会を代表する権限を有する。会長はいずれかの事業において他の理事に自己を代行させるために文面で委任することができる。

第三二条

諸面での会計職営業の開発、振興のために委員長と会計職評議会が定めた数の委員から構成される各会計職委員会を設置する。

会計職委員会の委員長は会計職評議会の総会で普通会员から選出する。

第一段に基づく委員会の委員長もしくは委員の資格及び禁止様態、任命もしくは選出、就任、退任、権限義務及び職務遂行は会計職評議会の定款に従う。

第四章

会計基準策定委員会

第三三条

会計職評議会理事会が会計に係る知識、専門性、経験を有する者から任命する七人以上、一人以下の有識者、及び保険局代表、事業開発局代表、国税局代表、タイ国銀行代表、会計検査院代表、証券取引監視委員会事務局代表の委員で構成される会計基準策定委員会を設置する。

有識者委員の任期は一期三年とする。

第一段に基づく委員は一人の委員を委員長に、もう一人の委員を書記に互選する。

有識者委員の資格、禁止様態、選定、退任は会計職評議会の定款に従う。

第三四条

会計基準策定委員会は会計法及びその他の法律に基づく会計作成の基準として使用するために会計基準を策定及び改定する権限義務を有する。

会計基準はタイ語で策定しなければならない。

会計基準策定委員会が策定、改定した会計基準は会計職就業監督委員会の承認を得て、官報に告示した時に施行することができる。

会計士、会計作成義務を有する者、金融データ利用者、保険局、事業開発局、国税局、タイ国銀行、会計検査院、証券取引監視委員会事務局もしくはその他の機関から、策定された会計基準に係る損害を生じさせかねない問題、または当該会計基準の遵守が国家経済に損害を生じさせかねない問題、あるいは事業の障害になりかねない問題についての通知を受け取った時、会計基準策定委員会は審査し、関係者の意見を聴取し、直ちに会計基準を策定、改定または開発しなければならない。

第三五条

会計基準策定委員会はその委任に基づき審査、執行するための小委員会を設置することができる。

第三六条

第二六条の内容を会計基準策定委員会及び会計基準策定委員会が設置した小委員会の会議にも準用する。

第五章

会計監査面での就業統制

第三七条

会計監査もしくはいずれかの書類に会計監査人の保証の署名と意見表明がなければならないと規定した法律がある場合、公認会計士であるか公務上の権限下になす場合を除き、いずれかの者が会計監査人としての立場で会計監査を保証する署名をなしたり、意見を表明してはならない。

第三八条

公認会計士(プー・ソープバンチャー・ラップ・アヌヤート/直訳では許可取得会計監査人)となる者は会計職評議会から許可書(パイ・アヌヤート)を取得しなければならない。

公認会計士の許可書申請、許可、許可書発行は会計職評議会の定款で定められた形式及び原則に従う。

許可書を取得し、その許可書が使用停止になっていない、あるいは取消になっていない時、公認会計士は国税法典に基づく会計監査及び保証において国税局長への許可申請を免除される。

第三九条

公認会計士の許可書申請人は以下の資格を有し、かつ禁止状態にあってはならない。

- (一)第一四条第二段に基づく普通会员もしくは特別会員である。ただし外国人の特別会員である場合は、タイ語で会計監査し、報告を作成できるのに十分なタイ語の知識を有し、タイ国内に主居住地を有する者でなければならず、許可書を取得した後に外国人就労法に基づく労働許可書を取得することで公認会計士として職務遂行することができる。
- (二)会計職評議会定款の規定に基づき試験に合格した、もしくは研修、訓練を受けた、あるいは会計職に係る仕事に就いていたことがある。
- (三)第二六九条、第三二三条への違反行為、もしくは刑法典に基づく毀棄罪及び侵入罪を除く財物に係る犯罪、会計法、会計監査人法に基づく犯罪、もしくは合名会社・合資会社・株式会社・協会・財団に係る犯罪規定法に基づく犯罪、財務またはその他の会計における不正

または虚偽報告の保証に係る犯罪、あるいは本法令の第五章及び第六章に基づく犯罪により確定判決で禁固刑を受けたことがない。ただし判決もしくは刑の執行を終えてから五年以上が経過したときはその限りではない。

(四)破産者でない。

(五)会計職評議会定款で定められたその他の資格を有し、かつ禁止様態にない。

第四〇条

許可書取消命令を受けた公認会計士は、許可書取消命を受けた日から五年が経過した時、再び許可書を申請することができる。ただし会計職評議会理事会が許可書申請を審査し、許可書発給を拒否した時、その者は会計職評議会理事会が許可書発給を拒否した日から一年が経った時にもう一度申請することができる。会計職評議会理事会が二回目も許可書発給を拒否したときは、その者の許可書申請権利はなくなる。

第四一条

公認会計士の許可書には期限がないが、許可書取得者は会計職評議会が定めた許可書手数料を支払わなければならない。

公認会計士の許可書は許可取得者が以下の時に無効となる。

(一)死亡した。

(二)会計職評議会会員でなくなった。

(三)第三九条に基づく資格を欠いた、もしくは禁止様態にある。

(四)倫理規定に反する行状で許可書を取り消された。

(五)許可書手数料を支払わず、かつ会計職評議会理事会から軽減措置を受けなかった。

(六)第四三条に基づき会計職評議会が定めたカリキュラムによる研修を全て修了せず、かつ会計職評議会が許可書使用停止を命じなかった。

第四二条

会計職評議会が許可書申請を受理し、申請人が第三九条に基づく資格を有し、かつ禁止様態にないと判断した時、会計職評議会は速やかに許可書を申請人に発給する。このとき申請受理日から九〇日を超えてはならない。

会計職評議会が申請人に許可書を発給しない場合、会計職評議会は発給しない事由をはっきりと示さなければならない。この場合、申請人は会計職就業監督委員会が定めた原則及び方法に従い会計職就業監督委員会に不服を申し立てる権利を有する。

第四三条

公認会計士は会計職評議会定款で定められた原則及び方法に従い研修を受ける、もしくはセミナー会議に参加する義務を有する。

第一段に従わない公認会計士について会計職評議会は、その者が義務を遵守するまで許可書使用停止を命じることができる。

第六章

会計作成面での就業統制

第四四条

会計職評議会の会員であるか会計職評議会に登録した者を除き会計士(プー・タム・バンチー / アカント)としての就業を禁じる。

第一段に基づく登録の原則、方法及び要件は会計職評議会定款に従う。

第四五条

会計職評議会に登録する会計士は以下の資格を有し、かつ禁止状態にあってはならない。

- (一) 王国内に主居住地(プームサムナオ)もしくは居住地(ティンティーユー)がある。[注ノプームサムナオは複数の居住地がある場合の現時点の主な居住地、ティンティーユーはタイ国内にのみ居住地がある場合の住所。居住ビザをもつ外国人の居住地はティンティーユーのほうになる]
- (二) タイ語で会計作成するに十分なタイ語の知識を有する。
- (三) 第三九条(三)で規定された犯罪もしくは法律に基づく犯罪行為により確定判決で禁固刑を受けたことがない。
- (四) 会計職評議会定款で定められた学歴を有する。
- (五) 会計職評議会定款で定められたその他の禁止状態にない。

第七章

会計職就業者の倫理規定

第四六条

会計職就業者もしくは会計職評議会に登録した者は会計職就業者の倫理規定に従う義務を有し、会計基準、会計監査基準、もしくは本法令に基づき規定されたところのその他関係基準に従い自己の義務を果たさなければならない。

第一段に基づく者で倫理規定もしくは本法令に基づき規定された基準に従わない者は倫理規定に反する行状者であるものとみなす。

第四七条

会計職評議会はタイ語で会計職就業者の倫理規定を作成し、少なくとも以下の件についての項目からそれは構成されていなければならない。

- (一) 透明性、独立性、公正性及び誠実性。
- (二) 職務遂行における知識能力及び標準。
- (三) サービスを受ける者に対する責任と守秘。
- (四) 会計職就業者が職務を遂行する相手の株主、パートナーもしくは個人または法人に対する責任。

第四八条

公認会計士の責任を制限する、もしくは否定する会計監査雇用契約の内容は無効である。

公認会計士は、自己がその監査結果の責に任じないことを示して、もしくは自己が公認会計士として期待されるところに基づき、または会計監査基準に基づき職務遂行しなかったことをもって監査結果の不明瞭性を示して会計監査結果を報告することはできない。

第二段に基づく行為は反倫理的行状であるものとみなす。

第四九条

反倫理的行状への処罰には以下がある。

- (一) 文面での注意。
- (二) 譴責。
- (三) 三年以下の期間を定めての許可書使用停止、登録停止、もしくは反倫理的行状があった面での会計職就業禁止。
- (四) 許可書取消、登録取消、もしくは会計職評議会からの退会命令。

第五〇条

会計職評議会理事会が会計職評議会総会の承認のもとに、誰が見ても公明誠実な者で以下の資格を有し、かつ禁止様態にない者から任命した九人以上一五人以下から成る倫理委員会を設置する。

- (一) 普通会员である。
- (二) 会計職評議会定款で定められた期間以上、会計職に就業している。
- (三) 会計職就業者の倫理に反する行為で罰を受けたことがない。
- (四) 会計職評議会の会長に就いていない、もしくは本法令に基づく委員・理事または小委員会委員ではない。

倫理委員会と官公庁もしくは国のその他の機関が同一の標準をもって反倫理的行状に係る件について決定するのが相当の場合、会計職評議会理事会は会計職評議会総会の承認のもとに、会計職評議会の倫理規定について監督義務を有すると法律で定められた官公庁もしくはその他の国の機関に対し、第一段に基づく倫理委員とするため自己の代表を任命するよう要請することができる。この場合、第一段(一)及び(二)は適用しない。

倫理委員会は一人の倫理委員を互選して委員長とし、倫理委員会が定めたその他の地位者を

設けることができる。

第五一条

倫理委員は一期三年の任期を有し、再任されることができる。ただし連続二期までとする。任期が切れ退任した倫理委員は新たな倫理委員が任務に就くまで引き続き任に留まる。

第五二条

任期による退任のほか倫理委員は以下の時に退任する。

- (一)死亡した。
- (二)辞任した。
- (三)第五〇条に基づく資格を失った、もしくは禁止状態にある。
- (四)会計職評議会総会が総会に参加した普通会員数の三分の二以上かつ二五〇以上の票数で解任を決議した。

任期満了前に欠員が生じた場合、会計職評議会理事会は欠員分の倫理委員を任命し、任命された倫理委員は次の総会まで任務にあたる。

第五三条

告発者がいる、もしくは会計職就業者もしくは会計職評議会への登録者で反倫理的行状者がいることが倫理委員会に明らかになった時、倫理委員会は速やかに調査を進める。

第一段に基づく調査権は、被害者または告発者が反倫理的行状を知り、反倫理的行状者を特定した日から一年が経過した時、時効となる。ここにその反倫理的行状があった日から三年を超えてはならない。

倫理についての告発、調査及び審査は会計職評議会定款で定めたところに従う。

倫理委員会の調査において、倫理委員会は自らを代行する小委員会を設置することができる。小委員会は一人以上の倫理委員及び第五〇条(一)(三)及び(四)に基づく資格を有し、かつ禁止状態にない者の中から選任した相当数の小委員会委員から構成される。

倫理委員会及び小委員会は調査に資するため、関係者を召喚し証言させる、もしくは事実関係を説明させる、あるいは文面で説明させる、あるいは調査または審査のために帳簿、登録書類、書類またはいずれかの証拠を送付させる権限を有する。

小委員会が調査を終了した時、意見と共に倫理委員会に提出する。

すでに提出、もしくは通知された嫌疑の棄却は本法令に基づく手続きの中止事由とはならない。

第五四条

倫理委員会が調査結果を審査し、いずれかの者が倫理規定に反したと決定した時、第四九条に基づきその者に処罰命令を下す。

倫理委員会が被疑者に反倫理的行状がなかったと決定した場合、嫌疑棄却命令を下す。

第一段に基づく処罰命令もしくは第二段に基づく嫌疑棄却命令は速やかに文面で告発者及び被疑者に通知する。

第五五条

告発者もしくは倫理委員会に処罰を命じられた者は、会計職就業監督委員会が定めた原則及び方法に従い、命令を受けた日から三〇日以内に会計職就業監督委員会に第五四条に基づく命令に対する不服を申し立てる権利を有する。

会計職就業監督委員会の決定は最終的なものとする。

命令への不服申立は処罰命令に基づく執行を猶予するものではない。ただし会計職就業監督委員会から別段の命令があった場合を除く。

第五六条

本法令に基づく任務遂行において倫理委員及び倫理委員会が任命した小委員会委員は、刑法典に基づく捜査官とする。

第五七条

審議内容、もしくはいずれかの件で私的な利害関係を有する倫理委員もしくは小委員会委員は、その件について審議、検討または決議に参加してはならない。

第五八条

第二六条の内容を倫理委員会及び小委員会の会議にも準用する。

第八章

監督

第五九条

以下から構成される会計職就業監督委員会を設置する。

- (一) 商業省事務次官の委員長。
- (二) 地位に基づく委員。すなわち保険局長、国税局長、会計検査院総裁、タイ国銀行総裁、証券取引監督委員会事務局長、会計職評議会会長、タイ工業連盟会長、タイ銀行協会会長、及びタイ商業会議所会頭。
- (三) 大臣が会計職に係る知識経験を有する者から二人、法律に係る知識経験を有する者から一人任命した有識者委員。

事業開発局長を委員兼書記とし、必要に応じ事業開発局の職員を書記補に任命する。

- (三) に基づく有識者の任期は一期三年とし、再任されることができ、連続二期までとする。

第六〇条

会計職就業監督委員会は以下の権限義務を有する。

- (一) 会計職評議会の事業運営が法律に従い、会計職評議会の目的と一致するよう監督する。
- (二) 第九条に基づく勅令の制定で提言する。
- (三) 第三〇条第二段に基づく会計職評議会定款及び第三四条第三段に基づく会計基準を承認する。
- (四) 会計監査人許可書申請人の第三二条第二段に基づく異議申立を審査する。
- (五) 第五五条第一段に基づく告発者もしくは倫理委員会に処罰を命じられた者からの異議申立を審査する。
- (六) 会計職就業監督委員会の権限義務下にある執行のために小委員会を任命する。

第六一条

第六〇条(一)に基づく会計職就業監督委員会の任務において、会計職就業監督委員会は以下の権限を有する。

- (一) 会計職評議会の運営に係る事実関係を調べる。
- (二) 会計職評議会の会員、理事(委員)、小委員会委員、もしくはいずれかの者に会計職評議会の事業に係る事実関係を説明するよう文面で命じる。
- (三) 法令に基づく会計職評議会、委員会、もしくは小委員会に法律、会計職評議会の目的または定款に反する行為を止めさせる、是正する、あるいは是正基準を設けるよう文面で命じる。

第六二条

第二六条の内容を会計職就業監督委員会及び会計職就業監督委員会が任命した小委員会の会議にも準用する。

第六三条

本法令に基づく会計職評議会会長、理事(委員)、小委員会委員のいずれかの者が会計職就業監督委員会の命令に従わないこと、もしくは会計職評議会に対し重大な損害行為が明らかな時、会計職就業監督委員会は速やかに調査をなし、大臣が会計職評議会会長、理事(委員)、小委員会委員を解任する命令を下すために審査結果を提出する。

大臣の命令は最終的なものとする。

第二二条(二)に基づく地位による理事が第一段に基づき解任された場合、その理事は第二二条(二)に基づく地位からも解任される。

第六四条

大臣が第六三条に基づき命令を発したことで、会計職評議会理事会の残りの理事数が定数の

半数に達しない場合、大臣は解任を命令した日のうちに第二二条に基づく理事数に達するまで普通会員を解任された理事に代わる暫定理事として任命する。

大臣が暫定理事の任命を命じた日から九〇日以内に、第二二条に基づき新たな理事を選出もしくは任命する。ただし残り任期が一八〇日未満であれば大臣は選出しないことを命じることもでき、代わりの理事として選出または任命された者の任期を前任者の残り任期と同じとする。

大臣が任命した暫定理事は新たな理事が任に就いた時に退任する。

第九章

罰則規定

第六五条

第一〇条に違反した者は、三年以下の禁固、または六万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第六六条

第一一条に違反した、もしくは従わなかった法人は三〇万バーツ以下の罰金に加え、正しい行動があるまで一日当たり一万バーツの罰金に処する。

第六七条

第三七条への違反者は、三年以下の禁固、または六万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第六八条

第四三条に基づき許可書使用停止を命じられた公認会計士で、その停止中に会計監査をなした者は、三年以下の禁固、または六万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第六九条

第四四条に違反した者は、二年以下の禁固、または四万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第七〇条

第四九条(三)もしくは(四)に基づき倫理規定違反で処罰を受けた会計職就業者または会計職評議会への登録者で、その処罰中に会計職に就業した者は、三年以下の禁固、または六万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第七一条

第五十三条第五段に基づく倫理委員会の命令、もしくは第六一条(二)または(三)に基づく会計職就業監督委員会の命令に従わなかった者は、一ヶ月以下の禁固、または一〇〇〇バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第七二条

本法令に基づき罰を受ける違法行為者が法人である場合、その法人の署名権限者、マネージング・パートナー、代表または業務責任者がその犯罪に対し法律が定めた罰則を受ける。ただし自己がその違法行為を知らなかった、あるいは承諾しなかったことを証明できる場合はその限りではない。

経過規定

第七三条

本法令の施行日前に仏暦二五〇五年会計監査人法令に基づく公認会計士だった者は、許可書が期限終了するか本法令に基づき取り消されるまで本法令に基づく公認会計士とする。

第七四条

本法令に基づく会計職評議会理事会が着任するまで、タイ国会計士・公認会計士協会理事会が会計職評議会理事会の義務を遂行し、本法令に基づき会計職評議会会長の選挙があるまではタイ国会計士・公認会計士協会会長が会計職評議会会長であるものとみなす。ただし本法令の施行日から一八〇日以内とする。

第七五条

会計職評議会の会員が五〇〇人に満たない間は、会計職就業監督委員会が会計職評議会定款の認可もしくは承認のために会計職評議会の任務を果たす。

第七六条

仏暦二五〇五年会計監査人法に基づき制定された省令、規則もしくは告示は、同じ件で本法令に基づき省令、規則、告示が制定、施行されるまで有効とする。

いずれかの件で仏暦二五〇五年会計監査人法に基づき制定された省令、規則もしくは告示に従うことができない問題がある場合は、会計職就業監督委員会が特例として、あるいは一般的にその件についての遵守方法、あるいは遵守免除を定めることができる。

第七七条

当初、本法令に基づく会計基準を定めることができない間、会計職就業監督委員会は本法令の施行日前にタイ国会計士・会計監査人協会が定め広く使用されている会計基準を使用するよう定

めることができる。

第七八条

本法令の施行日前に会計監査もしくは会計作成サービスを提供していた法人は、本法令の施行日から一年以内に以下の要件に基づき会計職評議会に登録申請する。

- (一)三年を超えない範囲で省令が定めた期間中に、その法人は第一条(一)に基づく保証を全額用意しなければならない。
- (二)本法令の施行日から三年以内に第一条(二)に基づき全て正しく行動しなければならない。

(おわり)